

○大学院学則第10章に関する申合せ

昭和40年3月25日

社会科学研究所開設準備委員会承認

改正 昭和62年7月21日

平成8年1月18日

平成18年7月19日

廃止 平成25年3月14日

社会科学研究所委員会は、甲南大学大学院学則第10章の規定に関し、次のとおり承認した。

- 1 第33条に規定する研究科委員会に、経済学専攻及び経営学専攻の2分科会を設ける。各分科会はそれぞれの専攻に関する事項を審議決定し、社会科学研究所委員会の承認を得て、これを同委員会の決定とする。
- 2 第34条に規定する審議事項については、それぞれの分科会で審議決定すべきものは、独自に処理し、社会科学研究所委員会の承認を得て、これを同委員会の決定とする。
- 3 第35条に関し、経済学専攻及び経営学専攻の分科会に、それぞれ1名の主任を置く。分科会主任は、経済学専攻及び経営学専攻の順に研究科長となる。その期間は1年とする。
- 4 第36条に関し、社会科学研究所から選出する大学院委員会委員は、次のとおりとする。
 - (1) 各分科会主任
 - (2) 各分科会から選出された各1名の専任教授

附 則

この申合せは、昭和40年3月25日から施行する。

附 則

この申合せは、昭和62年7月21日から施行する。

附 則

この申合せは、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成18年7月19日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 抄

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。